

奈良県警察組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

奈良県公安委員会規則第5号

奈良県警察組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県警察組織規則の一部改正)

第1条 奈良県警察組織規則(昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第33条第3号オ中「外国人登録法(昭和27年法律第125号)」を「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」に改め、同号カ中「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」を「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」に改める。

別表第1生活安全企画課犯罪抑止対策室の項中「及び第13号」を「、第11号及び第14号」に改め、同表生活安全企画課許認可審査室の項中「第8号」を「第9号」に改め、同表少年課少年サポートセンターの項中「第7号」を「第9号」に改める。

(奈良県金属くず営業条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良県金属くず営業条例施行規則(昭和32年4月奈良県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(許可の申請)

第3条 条例第3条の規定により金属くず業の許可を受けようとする者は、第1号様式の申請書に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

(1) 許可を受けようとする者が個人であるとき

ア 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。第12条において同じ。)1通

イ 未成年者の場合、法定代理人の同意書1通

ウ 成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書1通

エ 写真（6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。以下同じ。）2葉

(2) 許可を受けようとする者が法人であるとき

ア 登記事項証明書1通

イ 代表者その他業務を行う役員に係る前号ア及びウに掲げる書類各1通

ウ 代表者の写真2葉

第12条中「住民票の抄本（外国人の場合は、外国人登録証明書の写）」を「住民票の写し」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

金属くず業許可申請書

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

氏 名 (印)

(署名の場合は押印は不要です。)

下記のとおり金属くず業をしたいので関係書類を添えて申請します。

申 請 人	本籍	〔法人の場合は、 その名称及び主 たる事務所の所 在地〕
	住所	〔法人の場合は、 代表者の住所〕
	氏名 生年 月日	〔法人の場合は、 代表者の氏名、 生年月日〕
営業所の名称及び所在地		
法人の場合は、その業務を行う 役員（代表者を除く。）の住所、 氏名、生年月日		

第11号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

金 属 く ず 行 商 届

年 月 日		
奈良県公安委員会 殿		
氏 名 (印)		
(署名の場合は押印は不要です。)		
下記のとおり金属くず行商をしたいので関係書類を添えて届けます。		
届	本 籍	
出	住 所	
人	氏 名 生 年 月 日	
主たる行商地域		

(奈良県道路交通法施行細則の一部改正)

第3条 奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。第29条第2項第1号において同じ。）

第29条第2項第1号中「（本籍の表示のあるものに限る。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則により作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。